

2. ペルーが湿地保全国家戦略を準備し、ラムサール条約の「釧路ガイドライン」に呼応してパラカス国立保護区マスタープランを策定するため払った努力を意識し、
3. これらの計画を具体化することを可能とした国内外の組織に対し感謝を示し、
4. 本会議の分科会Dにおいて行われた「管理計画策定に関する釧路ガイドライン」をめぐる議論に注目し、
締約国会議は、
5. ペルー政府が発表した決議に基づいた、パラカス・マスタープランおよびペルー湿地保全国家戦略の採択を歓迎する。
6. ペルーの他の登録湿地の指定や、それ以外の湿地に係わる公的・私的機関に対し、これらの管理計画を履行するための最善をつくすよう奨励する。

勧告6. 17. 3 ヨルダンのアズラック・オアシス

1. ヨルダン政府が登録湿地として指定し、ポンプによる地下水の汲み出しが湿地に及ぼす影響からモントルーレコードに含まれたアズラック・オアシスに関する勧告4. 9. 3を想起し、
2. さらに1990年3月に「管理ガイダンス手順」がこの登録湿地に適用されたことを想起し、
3. アズラック湿地保護区の機能回復と管理のため、そして同保護区の湿地の価値に関する啓発活動のための広範な努力に対し、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」関係者に謝意を表し、
締約国会議は、
4. 同湿地で起こりうる生態学的特徴の変化に対する関心を反復する。
5. アズラック流域からポンプによって水を汲み出すことによる、同湿地の地下水に対する影響を考慮するようヨルダン政府に要請する。
6. さらに登録湿地の復元及びモニタリングのため、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」をさらに援助をするよう地球環境ファシリティーに要請する。

勧告6. 17. 4 オーストラリアの登録湿地

1. 1974年オーストラリアがラムサール条約加盟の書類をユネスコに寄託した最初の国であったことを想起し、
2. オーストラリア大陸外の準州の島をも含む、オーストラリアのすべての州と領域で、全部で49カ所の登録湿地が指定されたことを意識し、
締約国会議は、
3. 釧路会議以降オーストラリア国内の登録湿地の32カ所以上で、管理計画や戦略が始められていることに対し、オーストラリア政府当局を祝福する。
4. オーストラリアの多くの登録湿地あるいはその集水域で提案されている、関係登録湿地に深刻な望ましくない